



不妊治療における生殖補助医療費助成制度

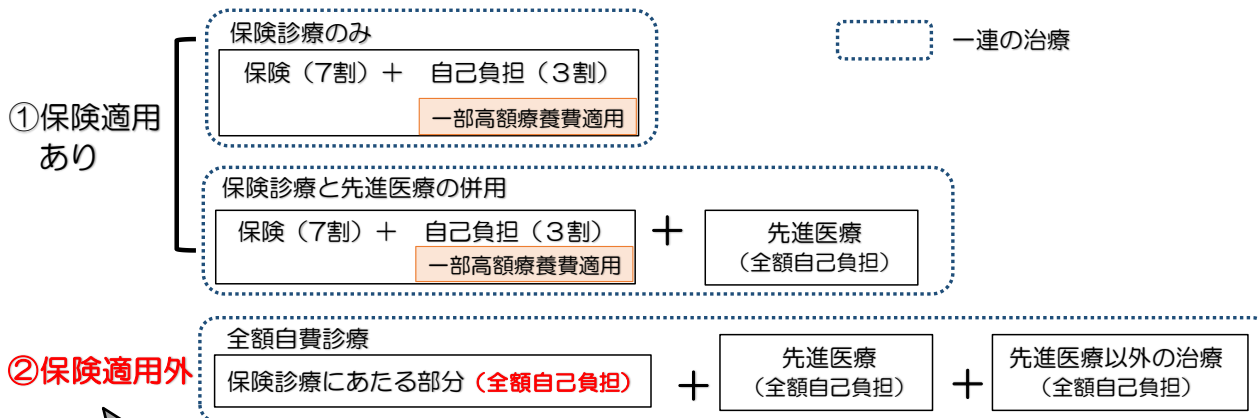
不妊治療費の保険適用に伴い、治療の内容でやむを得ず全額自己負担となってしまう方を対象に、治療費の一部を助成します。

対象者

保険適用の該当とならず、一連の生殖補助医療（下図②）を実施した者

※ 生殖補助医療：不妊治療のうち、体外受精・顕微授精・男性不妊治療

【保険適用後に開始した治療の種類】



助成対象

かつ、次の①～⑦の全てに該当する者

- ① 法律婚又は事実婚関係の男女の夫婦
- ② 保険医療機関で不妊症と診断され、不妊治療（生殖補助医療）を行っている夫婦
(不妊治療の一環として行われる、男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等）を含む)
- ③ 治療開始日の妻の年齢が43歳未満である
- ④ 令和4年4月1日以降に治療を開始した夫婦
- ⑤ 夫婦とも健康保険に加入していること
- ⑥ 夫婦どちらか一方が袋井市に住所があること（申請時及び請求日）
- ⑦ 夫婦及び夫婦と生計を一にする世帯の人が、市税を滞納していないこと

給付の内容

助成金額：1回の治療につき、上限10万円

※ 注意：他の市町村・都道府県または健康保険組合等で助成を受けている場合、助成対象外となります。

助成回数：初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢により異なります。

40歳未満の場合	43歳になるまでに通算6回
40歳以上43歳未満の場合	43歳になるまでに通算3回



©袋井市

※ 保険適用回数に準ずる

※ 1回の出産（12週以降の死産含む）を経て、助成申請する際は、回数をリセットできます。

助成回数の判断は、リセット後初めての申請における治療開始時の妻の年齢をもとに行います。

※ 男性不妊治療を同時に申請する場合：体外受精や顕微授精と同時に申請する場合に限り、併せて1回と数えます。（例：回数のカウントは1回だが、助成金は10万円×2回分）

申請に必要な書類等

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ① 不妊治療における生殖補助医療費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 不妊治療における生殖補助医療受診等証明書（様式第2号）
- ③ 夫婦の戸籍謄本（発行日から3か月以内）※外国人は公の機関発行の婚姻関係がわかる書類
- ④ 夫と妻の健康保険証（被保険者証）
- ⑤ 領収書の原本 ※ 原本は申請後に返却
- ⑥ 請求書（様式第5号）
- ⑦ 振り込み先が確認できる預金通帳等（申請者名義のもの）

- ⑧ 【過去に他市町で補助を受けた場合】…過去の助成回数や自治体がわかる書類
- ⑨ 【出産等を経て、再度回数をリセットして申請したい場合】…出産等確認できる書類
- ⑩ 【夫又は妻が袋井市民でない場合】…袋井市民でない者の住民票
- ⑪ 【事実婚の場合】…事実婚関係にある申立書及び認知意向確認書（様式第3号）

※⑧～⑪は
該当する場合のみ
必要となります。

申請期限

治療終了日から90日以内

※ 申請から支払いまでに1～2か月程度かかります。



申請・問合せ先

【袋井保健センター（市総合健康センター2F）】

保健予防課保健予防係

住所：袋井市久能2515-1 電話：0538-42-7410

【浅羽保健センター】

住所：袋井市浅名1028 電話：0538-23-9222

【袋井市ホームページ】

<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

袋井市 不妊治療

検索



袋井市不妊治療費助成の概要は、こちらの二次元コードからどうぞ。